

四日市市告示第547号

四日市市中小企業雇用継続支援補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和4年10月18日

四日市市長 森 智 広

四日市市中小企業雇用継続支援補助金交付要綱の一部を改正する要綱

四日市市中小企業雇用継続支援補助金交付要綱(令和2年四日市市告示第347号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(補助金の対象期間)</p> <p>第3条 補助金の対象期間は、令和2年4月1日から<u>令和4年11月30日</u>まで(国の支給決定を受けた期間の終期が<u>令和4年12月1日</u>以後である場合は、令和2年4月から当該決定の終期まで)のうち、国の支給決定を受けた期間とする。</p> <p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>2 この要綱は、<u>令和5年3月31日</u>限り、その効力を失う。ただし、この要綱の失効前になされた第6条の規定に基づく補助金の交付決定に係る補助金の交付については、この要綱は、なおその効力を有する。</p>	<p>(補助金の対象期間)</p> <p>第3条 補助金の対象期間は、令和2年4月1日から<u>令和4年9月30日</u>まで(国の支給決定を受けた期間の終期が<u>令和4年10月1日</u>以後である場合は、令和2年4月から当該決定の終期まで)のうち、国の支給決定を受けた期間とする。</p> <p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>2 この要綱は、<u>令和5年1月31日</u>限り、その効力を失う。ただし、この要綱の失効前になされた第6条の規定に基づく補助金の交付決定に係る補助金の交付については、この要綱は、なおその効力を有する。</p>

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、改正後の四日市市中小企業雇用継続支援補助金交付要綱の規定は、令和4年10月1日から適用する。

(商工農水部商業労政課)